

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	指定介護老人福祉施設の指定の更新			根拠条項	第86条の2		
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第86条の2						
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第134条						
	(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）						
	(4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 含めない）	目次 No.
						標準経由期間 日	